

表 「外資の利用を一層進める取り組みに関する措置」の主な内容

項目	条	内容	詳細
一 ・ 対 外 開 放 水 準 の 向 上	1	外商投資許可範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国民待遇及びネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。</li> <li>・ネガティブリストに記載されていない制限措置は一律取り消し。</li> <li>・金融業の開放を加速。</li> <li>・新エネ自動車、商用自動車等の分野において独資企業の設立を支持する。</li> </ul>
	2	外商投資分野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新インフラ建設、国有企業所有制改革等を通じて外資誘致を図る。</li> <li>・グローバル企業の山東省での本部設立を支持する。</li> </ul>
	3	自由貿易試験区での試験的な政策実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外商独資での教育訓練および職業技能育成機関の設立を推奨する。</li> <li>・自由貿易試験区において、電信業務の開放を試験的に実施する。</li> </ul>
	4	対外開放プラットフォーム建設の加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省レベルが認可した国際協力園區に対し、山東省財政当局は5,000万元の補助金や奨励金を給付し、企画建設、外資誘致、イノベーション公共サービスプラットフォーム等の建設等を促進する。</li> </ul>
	5	重点地域との関係の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界フォーチュン500」にランクインする日本企業52社と韓国のトップ30社の企業に向け、山東省は100件の「弱点克服・内需拡大」の重点プロジェクトを打ち出す。</li> <li>・「威海中韓自貿区地方経済合作示範区」、「中韓（煙台）産業園」、「中日（青島）地方発展合作示範区」の建設を加速し、日韓投資プロジェクトを毎年60件以上増やす。</li> </ul>
二 ・ 投 資 促 進 支 援 の 強 化	6	外資誘致イベントの国際ブランド化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山東クラウドプラットフォーム」を改善し、「グローバルリーダーズ青島サミット」、「山東と世界フォーチュン500とのオンライン対話」等のイベントを開催し、山東省の知名度と競争力を向上させる。</li> </ul>
	7	外資誘致方式のイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省内の優良企業を生かし、製造業のキー部分となる分野を誘致し、海外進出山東企業の山東回帰投資を促進する。県級以上の地方政府が外資誘致に資する政策を制定することを推奨する。</li> </ul>
	8	プロジェクト需要に合わせた生産要素の調達強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な外資プロジェクトは、優先的に建設用地を利用できる。</li> <li>・新興産業類のプロジェクトに対しては基準価格に基づき、20%を下限とする優遇政策を実施する。</li> <li>・各市は汚染物排出指標について、重要な外資プロジェクトに優先的に割り当てることができる。</li> <li>・国家、省の政策により外資企業のエネルギー設備の停止が必要となる場合、代替案を提供すべき。</li> </ul>
	9	財政的な支援度を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業政策に合致し、年度外資利用実績が5,000万ドル以上の新プロジェクトあるいは、3,000万ドルの増資プロジェクトについて、省・市財政当局は同年実績の3%以上の額を補助する。</li> </ul>
	10	海外での外資誘致活動を保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資誘致チーム向け「グリーンゲート」を開設し、申請受理日数を2日に短縮する。</li> </ul>

項目	条	内容	詳細
三・投資サービスの改善	11	行政手続きの便利化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資企業の設立登記、発票申請、社会保険および住宅積立金登記業務は1営業日以内に完了する。</li> <li>・電力利用は電力会社にワンストップで、水道・ガスはオンラインで申請できる。土地利用審査についても、手続きを統合的に行う。</li> </ul>
	12	海外ハイレベル人材の創業を支持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズが高い海外のハイレベルなイノベーション人材について、年齢、学歴、勤務経歴に関する制限を緩和する。山東省で創業する留学生は、2～5年の個人事務類居留許可を申請できる。</li> <li>・海外ハイレベル人材に対し、5～10年の有効期間のマルチ人材ビザを発行。配偶者および子供も同じ有効期間の相応のビザを申請できる。</li> </ul>
	13	金融面の支援を拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件を満たす中小・零細外資企業に対して、銀行は臨時的に還付期間を延期、最長2021年3月末まで延長できる。</li> <li>・政府性融資担保機構は担保金額500万元以下の小・零細企業に対して、担保比率の上限を1%とする。</li> <li>・条件を満たす外資プロジェクトに対して、中国輸出入銀行は優遇利子で融資を提供する。</li> <li>・外商独資企業が人民元で越境精算することを推奨。資本プロジェクトの収入精算時、毎回の事前の資料提出は不要とする。</li> </ul>
	14	企業の税金負担を低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス流行期間は、外資企業の基本養老保険、失業保険、傷害保険の企業負担分を国家规定に基づき減免する。</li> <li>・リストラしないあるいは解雇人数を抑える外資企業に対しては、規定通りに失業保険を還付する。</li> <li>・経営困難な外資企業は税務機関の承認がある場合、最長3カ月まで税金納期を延期できる。</li> <li>・住宅積立金の納付は延期、もしくは、企業と個人はそれぞれ5%の最低基準で納付できる。</li> </ul>
	15	生活環境を改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件が揃った医療機関で国際外来を開設、医療機関と国内外の保険会社の商業保険の国際精算業務の展開を推奨する。</li> <li>・各市が国際学校を建設し、条件が揃った小中学校で国際教育課程を設定することを推奨する。</li> </ul>
四・外資保護措置の強化	16	外資企業の合法的な権益を保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方政府は外商投資に係る行政文書を制定する際、事前に外資企業および商工会、業界団体等の意見聴取を行い、外国語版の参考文も提供すべき。</li> <li>・外資企業は資質許可、基準制定、プロジェクト申請、職能評価、政府調達等において、国内の企業と平等な権利をもっている。外資企業の権益保護コンサルティングチームを設立し、対応能力を向上させる。</li> </ul>
	17	行政管理手段を改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資企業に軽微な違法行為がある場合、法律に準じて行政処罰を実施しない、あるいは行政処罰を軽減する。</li> <li>・保障類リストに入っている外資企業に対しては、生産停止等の措置を講じない。</li> </ul>
	18	知的財産保護を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国（山東）知的財産保護センターの建設を加速する。知的財産を担保とする融資について、電子化登記所要時間を3営業日にまで短縮する。</li> <li>・知的財産関連案件について、各種規則を運用し、違法行為を証明するハードルを低減する。</li> </ul>
五・体制保障システムの向上	19	サービス・調整体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省の指導者とグローバルリーダーズおよび重要外資プロジェクトとの対話制度を作る。「省政府経済顧問」を拡大し、人数を50人前後に増やし、毎年上半期に1回意見聴取を行い、グローバルリーダーズ青島サミットの際、クローズドの会議を行う。</li> </ul>
	20	評価制度を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市の経済効果を評価する際、市の外資利用規模と伸び率、日本・韓国からの投資状況を重要視する。</li> </ul>

(出所) 「外資の利用を一層進める取り組みに関する措置」に基づきジェトロ作成